

ハンセン病問題について 考えてみませんか！

～ハンセン病問題を正しく理解し、偏見・差別をなくすために～



たまぜんしょうえん
多磨全生園「望郷の丘」(※写真のビーナス像は現在はありません。)

隔離された療養所では、患者や回復者の脱走防止用の堀が築かれました。
その時に出土した残土を入所者が積み上げて作った高さ約 10 メートルの築山です。
望郷の念に駆られた多くの入所者が、ひいらぎの垣根越しに遠い故郷を望もうとしました。



長野県人権啓発活動ネットワーク協議会

ハンセン病問題は人権問題です

Q

ハンセン病とはどんな病気ですか？

A

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。遺伝はしません。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、現在は「らい菌」の発見者であるノルウェーのハンセン医師の名前をとってハンセン病と呼ばれています。

らい菌の感染力は極めて弱く、とてもうつりにくい病気です。

現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

いつも患者と接している国立ハンセン病療養所で働く職員でハンセン病を発病した人は一人も確認されていません。



有効な治療薬により、治る病気です。

ハンセン病は、神経が麻痺^{まひ}したり、皮膚に斑紋^{はんもん}（あざ）ができたりすることが特徴です。また、治療が遅れると、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。

現在は有効な治療薬があり、発病しても、早期発見と適切な治療により、入院することなく、通院で治すことができます。

回復された方から感染することはありません。

現在、ハンセン病療養所に入所されている方々の中には、適切な治療方法が確立される以前に病気が進み、治った後も後遺症が残っている方が少なくありませんが、この方々から感染することは全くありません。

Q

うつりにくい病気で、治る病気なのに
なぜ差別されたのでしょうか？

A

誤った隔離^{かくり}政策などにより、怖い病気と思われたからです。

明治後期（1900年代）からの隔離政策により、療養所に強制的に収容されたり、患者の自宅や患者の乗った列車が白衣を着た職員に徹底的に消毒されたりしました。こうした誤った対応により、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージが定着してしまい、それが偏見や差別を助長し、回復者や家族に対する人権問題が生じました。



Q**私たちはこれからどうすればいいのでしょうか？****A****ハンセン病問題に関する正しい知識を身につけ、
偏見や差別をなくしましょう。**

多くの回復者の方々は、ハンセン病が治った現在も療養所に入所しており、名前を明かして自分の故郷へ帰ることのできる人は非常に少ない現状です。これは、高齢化で身寄りがないこともあります。長い間社会との交流を絶たれてきたことに加え、ハンセン病に対する偏見や差別が今なお解消されていないこともその要因です。故郷に帰ったとたん、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見や差別にさらされ、迷惑をかけるのではないかという不安を今でも抱いています。

偏見や差別をなくすには、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題について、正しい知識を持ち、理解するとともに、ハンセン病の回復者の方々の苦悩をしっかりと受けとめ、人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。

また、ハンセン病問題の他にも、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取扱いや誹謗中傷のように、正しい知識を持たないために深刻な人権問題が生じています。

私たちには、今ある偏見や差別を解消していくとともに、これから未知の問題に遭遇したときにも、あわてずに、偏りのない正しい知識を持つことにより、偏見や差別を生まないよう行動することが求められています。知識を持っていても不安や恐れを強く抱くことで、差別をしてしまうことがあります。事実を見つめ、落ち着いて判断することが大切です。

A**ハンセン病療養所や資料館を訪問しましょう。**

ハンセン病問題の理解には、ハンセン病に関する歴史的経過を知るだけでなく、療養所入所者の方々の声を直接お聞きし、その思いやそこで過ごされてきた生活などの体験談に耳を傾けることも大切です。

また、入所者の方々との交流は、偏見や差別の解消につながるだけでなく、今まで多くの苦しみ、悲しみを乗り越えてこられた入居者の方々等の思いに触れるとともに、自分自身の生き方に思いを深める機会にもなります。

県ではハンセン病問題について正しい理解を深めるために療養所や資料館を訪問する事業を行っています。

現在の療養所での生活

全国には13の国立療養所と1つの私立療養所があります。療養所では、後遺症に対するリハビリテーションや、加齢に伴う病気の治療などが行われています。また、入所者の方々が精神的にも豊かな生活が送れるよう、文芸や音楽、レクリエーションなどが盛んに行われ、それらを通じて地域の皆さんとの交流が行われています。

ハンセン病問題は終わっていない

令和元年(2019年)には「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(5ページ参照)が施行されましたが、家族補償に対する請求はわずかに留まっています。「家族や周囲に知られることへの不安から請求をためらっている」ことなどがその理由と言われており、社会の偏見や差別に対する家族の不安がいかに深刻であるかを示しています。

また、全国のハンセン病療養所には「納骨堂」があり、そこには療養所で亡くなった引き取り手のない遺骨が納められています。入所者の家族は差別を恐れて遺骨の引き取りを拒み、入所者は亡くなっても家族のもとに帰ることができず、納骨堂で眠るという状況が今も続いているのです。

ハンセン病問題に関する主なできごと(近代以降)

1873 年 (明治 6 年)	ノルウェーの医師ハンセンが「らい菌」を発見。
1907 年 (明治 40 年)	「 癩 予防二関スル件」制定。放浪患者などが隔離の対象となる。
1909 年 (明治 42 年)	全国 5 ヶ所に公立のハンセン病療養所が開設される。
1915 年 (大正 4 年)	全生病院 (現在の多磨全生園) で断種手術が行われ、以降全国に広まる。
1916 年 (大正 5 年)	「 癩 予防二関スル件」が一部改正され、「 懲戒検束権 」が療養所長に与えられる。
1929 年 (昭和 4 年)	この頃「 無らい県運動 」が始まったとされる。
1931 年 (昭和 6 年)	「 癩 予防法」制定。全患者が隔離の対象となる。
1940 年 (昭和 15 年)	厚生省が都道府県に対し、無らい県運動の徹底を通知。
1943 年 (昭和 18 年)	アメリカでプロミンの治療効果が発表される。
1947 年 (昭和 22 年)	国内で治療薬プロミンの使用が始まる。 厚生省が都道府県に対し、無らい県運動の継続を通知。
1953 年 (昭和 28 年)	「 らい 予防法」制定。
1960 年 (昭和 35 年)	WHO (世界保健機関) が隔離の廃止、外来治療の実施を提唱。
1996 年 (平成 8 年)	「 らい 予防法の廃止に関する法律」制定。 「らい予防法」が廃止され、隔離政策が正式に終了する。 厚生大臣が、法の廃止が遅れたことについて患者団体に謝罪。
1998 年 (平成 10 年)	熊本地方裁判所に、「『 らい 予防法』 違憲国家賠償請求訴訟 」が提起される。
2001 年 (平成 13 年)	「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁が原告勝訴の判決。 内閣総理大臣談話発表。国は控訴しないことを決定。「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定。
2002 年 (平成 14 年)	厚生労働省が、療養所退所後の福祉増進を目的として、国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業を開始。
2005 年 (平成 17 年)	厚生労働省からの委託を受けた日弁連法務研究財団が「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」を発表。
2008 年 (平成 20 年)	「 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 」制定。
2016 年 (平成 28 年)	熊本地方裁判所に、「 ハンセン病家族訴訟 」が提起される。
2019 年 (令和 元 年)	ハンセン病家族訴訟で、熊本地裁が原告勝訴の判決。内閣総理大臣談話と政府声明を発表。「 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 」、「 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律 」制定。

ハンセン病問題の歴史的基礎知識

■「^{らい}癩予防二関スル件」(明治40年)

ハンセン病に関する最初の法律。放浪患者や貧困患者を隔離するために制定されました。この法律制定の背景には、ハンセン病患者の存在を国の恥と考える風潮があり、欧米諸国から患者を隠そうとする意図がありました。

この法律に基づき、全国5ヶ所に公立療養所が開設されました。

■「^{ちょうかいけんそくけん}懲戒検束権」

1916年(大正5年)、療養所内の秩序維持のため、「^{らい}癩予防二関スル件」の中に規定されました。療養所長は、これにより裁判なしに患者を処罰することができ、罰則として監禁や減食等が定められました。

患者は逃亡や反抗的な態度を理由に処罰されました。

■「無^{らい}らい県運動」

各都道府県において、すべてのハンセン病患者を療養所に隔離して患者を地域から無くすことを目的とした患者の強制収容運動。1929年(昭和4年)頃、民間団体の運動から始まったと言われていますが、長野県では、県が先導して収容につとめた状況がありました。

この運動は、患者を一人残らず探し出して強制的に療養所に収容するとともに、患者の家を白衣を着た職員が過剰な消毒を行ったり、患者の持ち物や衣類を焼却したりするなど、ハンセン病に対する恐怖感をあおり、偏見や差別を助長するものだったと言われています。

■「^{らい}癩予防法」(昭和6年)

「^{らい}癩予防二関スル件」を改正した法律で、隔離する患者の範囲が広がり、事実上すべてのハンセン病患者が隔離収容の対象になりました。

この法律の制定により、「無^{らい}らい県運動」が全国に広がりました。

■「^{らい}癩予防法」(昭和28年)

「^{らい}癩予防法」を改定した法律。治療薬が登場したにもかかわらず、患者の強制隔離や懲罰規程はそのまま残り、外出禁止規程などが追加されました。

■「^{らい}癩予防法の廃止に関する法律」(平成8年)

この法律の制定により、「^{らい}癩予防法」が廃止され、「^{らい}癩予防二関スル件」から90年間続いた隔離政策に終止符がうたれました。

■「『^{らい}癩予防法』違憲国家賠償請求訴訟」

1998年(平成10年)、熊本・鹿児島両県の療養所入所者13名が、「^{らい}癩予防法」によって隔離され、人権侵害を受けたとして、国家賠償を求めて熊本地方裁判所に提起した裁判。熊本地裁は、2001年(平成13年)、国の責任を認め、遅くとも、WHOが隔離の廃止を提唱した1960年(昭和35年)以降は隔離の必要性が全くななくなっていたと認定、原告勝訴の判決を言い渡しました。当時の小泉総理大臣は談話を発表し、隔離政策について謝罪するとともに、控訴しないことを表明しました。

■「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平成20年)

この法律の制定により、ハンセン病療養所の施設を地域に開放することが可能になりました。

■「ハンセン病家族訴訟」

2016年(平成28年)、ハンセン病患者に対する隔離政策が家族に対する差別を助長したとして、元患者の家族が国家賠償を求めて熊本地方裁判所へ提起した裁判。熊本地裁は、2019年(令和元年)、隔離政策で家族も差別され、生涯にわたって回復困難な被害を受けたとし、国に対し賠償金の支払いを命じました。当時の安倍総理大臣は談話を発表し、政府として謝罪し、元患者家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることを表明しました。

■「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年)

この法律の制定により、国家賠償を命じた熊本地裁判決より対象や補償額を拡大し、元患者家族へ賠償金が支払われることとなりました。

前文には、「国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれの無い偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。」と明記されています。

■「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年)

この法律の制定により、「ハンセン病患者であった者等の家族」についても、名誉回復等の対象に追加されました。

ハンセン病問題の背景

古代・中世

外見上の後遺症

いん が おう ほう
因果応報思想

偏見・差別の根源

ハンセン病は穢^{けが}れた者、劣った者、遺伝的疾患を持った者、神よりの罰、先祖の悪業の報いなどが原因で罹^{ひか}るものという誤った考えにとらわれており、伝染する病気という認識はほとんどありませんでした。

ハンセン病患者、家族ともに差別を受けました

近代以降

強制隔離政策

無らい県運動
強制収容の徹底・強化
徹底的な消毒
療養所における過酷な生活

医学的には感染症

効果的な治療薬の使用は、
戦後になってから

新薬の使用後も
隔離政策は継続された

新たな偏見・差別の付加、助長

ハンセン病は強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気で、患者は地域社会に脅威をもたらす危険な存在であると誤って考えられました。

強制隔離政策などが
ハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長しました

じゅうかんぼう 重監房資料館見学の様子



「重監房」とは群馬県草津町にある国立療養所栗生楽泉園の敷地内にかつてあった、「特別病室」のことです。しかし、「病室」とは名ばかりで、実際には患者への治療は行われず、「患者を重罰に処すための監房」として使用されていました。重監房資料館の展示室には、実寸大で再現した重監房の一部や、発掘調査で出土した遺物等が展示されています。

隔離政策と長野県に関わり

かつて長野県も、国の誤ったハンセン病政策の一翼を担う中で「無らい県運動」を推進し、ハンセン病に対する偏見や差別を助長していたことが分かります。

○1907年（明治40年）

- ・「^{らい}癩予防二関スル件」制定

○1909年（明治42年）

- ・内務省が訓令「^{らい}癩二関スル消毒其他予防法」を公布
- ・長野県が「^{らい}癩消毒等予防方法徹底方県告諭」を出す
（「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」以外の患者からの感染防止を図るため制定された）

○1931年（昭和6年）

- ・「^{らい}癩予防法」制定

○1938年（昭和13年）

- ・「保健所創設等につき^{ひがしちくまぐんれんごうえいせいかい}東筑摩郡聯合衛生会」が開催され、^{らい}癩患者収容に関する件が指示される

○1940年（昭和15年）

- ・厚生省が都道府県に対し、「無らい県運動」の徹底を通知

○1947年（昭和22年）

- ・厚生省が都道府県に対し、「無らい県運動」の継続を通知

○1949年（昭和24年）

- ・信濃毎日新聞と読売新聞に、8名のハンセン病患者を^{くりうらくせんえん}栗生楽泉園に収容したとの記事が出る（いずれも11月19日付け）。読売新聞は、「ライ患者一掃」「全国で初めてである無ライ県のトップを切ることとなった」と記載

○1951年（昭和26年）

- ・「広報長野6月15日号」に「“らい病”を撲滅しよう」との記事を掲載

○1952年（昭和27年）

- ・「長野県広報第74号」に「無らい県運動」の記事を掲載

○1953年（昭和28年）

- ・「らい予防法」制定

○1957年（昭和32年）

- ・「県政十年のあゆみ」にらい予防の記事を掲載

○1966年（昭和41年）

- ・この頃から、療養所入所者の里帰り（郷土訪問）事業が始まる

○2001年（平成13年）

- ・県出身の療養所入所者に対する意向調査を実施

ハンセン病を「恐れヘキ病毒」と表現し、患者の使用した物品の消毒や焼却を定めながらも、患者の外出については、なるべく避けること、やむを得ない場合には、清潔な衣服の着用や包帯をすることと定め、在宅患者の存在を容認するとともに、外出についても、一定の条件下で認めていました。

全患者の生涯隔離を目的とした「^{らい}癩予防法」の制定を受けて出されたもので、在宅患者を「容疑者」と呼び、「その存在が民族衛生上好ましくない」ため、検診を受けさせ、^{ぜんせいびょういん}全生病院（現在の国立療養所^{た ま せん しょう えん}多磨全生園）への入所を促すよう指示しています。

ハンセン病は伝染病であると明記していますが、「一日も早くこの呪わしいらいが根絶されるようお互いに協力しなければならない」と結んでいます。

「6月25日を『らい予防デー』として、今年も無らい県運動が行われるが、一般の理解と協力をお願いする。」と述べています。

「（昭和）26年には全患者の収容をおわり無らい県となった。」と述べています。

ハンセン病療養所に入所している方々の声

～「長野県ハンセン病問題検証会議報告書」より～

入所時の状況

昭和 24 年 11 月になって、役場の方から、「どうしても草津へ行け。草津へ行かなかったら、お前の病気を世間にばらす。それでお前が生活できるんだったら、行かんでもよろしい。」とそういうふう言われ、行かざるを得なくなりました。

行く途中で悲しかったのは、長野駅を降りてホームへ出たら、ホームに白墨^{はくぼく}の線が二本引いてあり、その線から出ちゃいけないこと、それから改札口から出られず、当時チッキ（小さな荷物を送る場所）の出口から表へ出て、進駐軍の払い下げの幌^{ぼろ}の付いたジープに乘せられて、日赤へ行ったことです。

日赤で…一番残念だったのは、朝、日赤を出る時に、亡くなった人を病室から運び出すところから出なければいけなかったことです。…今考えれば一つの悔しいというか、悲しいことでした。

草津へ着いたのは、次の日の夕方でした。草津へ着くと、降りるそばから車内をものすごく消毒をするんです。そういうのを見たから、何か汚い物を捨てられるような感じがしました。

^{くりうらくせんえん}
(栗生楽泉園・男性)

職員が「入院するのはおまえさんか。」と言うので、「そうです。」と答えると、「ここへ入ったら、2 度とは出られないぞ。ここには宗教もあるから、神、仏にすがって生活していく以外にないから、そのようにしろ。出ると思っちゃ駄目だぞ。」というようなことを言われました。

^{たませんしやうえん}
(多磨全生園・男性)



【ハンセン病患者を運ぶ専用列車到着時の様子（大正時代）】



【患者を収容する様子（昭和 15 年）】

1949 年（昭和 24 年）11 月 19 日

信濃毎日新聞

「八名を草津へ ライ病を検診」

「六月からライ病をなくす運動に乗り出した県衛生部では十一日も疑わしい者十五名につき検診、うち八名がライとわかり草津の栗生楽泉園に入所した」

1949 年（昭和 24 年）11 月 19 日

読売新聞

「ライ患者一掃 まず八名収容」

「県では今夏来県下の未収容ライ患者の一掃に乗出していたが去る十五日疑似患者十五名について検診を行った結果八名がライ菌保菌者と判り直ちに草津温泉栗生楽泉園に収容した、このほか未収容患者五名が山中で製材や伐採作業に従事しているのでこれを年内に収容し全国で初めてである無ライ県のトップを切ることとなった」

郷里での出来事

入所してから半年ほどして、郷里で「ハンセン病になって療養所へ入ったそうぞ。」と人から人へ話が広まっていった。養母が、「大騒ぎになっちゃって困るから、もし、落ち着いて帰ろうと思っても、帰らないでくれ。」と言って、泣いて謝りました。

(栗生楽泉園・男性)

家に消毒に来られると、村人たちや周りの人にも病気であることが分かって、私は郷里に居ることができなくなりました。

(栗生楽泉園・女性)

かつての療養所での生活

当時、園では結婚はいいけれど、必ず断種^{だんしゅ}が付いて回りました。しかし、断種の手術をしたのは、私が最後かもしれません。私の時には断種する人が3人いましたが、他の2人とも逃げてしまい、私だけ手術しました。

(多磨全生園・男性)

療養所では患者作業を本務で約20年間行いました。具体的には、5～6人部屋を一人で担当し、寝泊りして症状の重い患者のお世話を行うものです。24時間、365日、休みはありませんでした。自分でも自分のことを「よくやったね。」と思っています。

(多磨全生園・女性)

20代の頃、外出には許可があるので、(療養所の)垣根の所々に、穴を開けて逃走しました。捕まったら監房^{かんぼう}入りです。

(多磨全生園・男性)

夫婦舎は4畳半で、布団を敷くと一杯になりました。お勝手ありません。お勝手というと、雪が降っても、外でみかん箱みたいなひっくり返して、そこに七輪をおいてやりました。4畳半で、お勝手もない、トイレもない、考えてみると、よく暮らしていたと思いますね。

(栗生楽泉園・女性)



【多磨全生園のひいらぎの垣根（昭和10年頃）】

ハンセン病療養所を訪問した人の感想・その①



【多磨全生園 納骨堂】



【栗生楽泉園 重監房跡】

入所者の方から、病気と隔離、そして被差別の体験をお聞きすることができました。驚くことばかりの内容であるのに、自らの人生だけでなく、我々訪問者の思いをも包み込むように語ってくださいました。

郷里への想いなど

郷里へは昭和 38 年に再入所後初めて妻と一緒に帰りました。その後は、昭和 45 年まで盆と暮れには帰りましたが、家へは、夕方日が暮れてから分からないように入りました。

昭和 49 年に父が亡くなったことは、親戚は誰も教えてくれず後から知りました。

平成 2 年に母が亡くなった時は、叔父の子どもが連絡しようとしてしましたが、電話が通じず、死に目に会えず、葬式にも行けませんでした。

(多磨全生園・男性)

家もないし、この年で故郷へ帰ってもどうにもならないし、ここで果てなければしょうがないと思っている。もし何かあっても、まだやっていないけど、今のところは、誰にも知らせてもらいたくないと思っている。却って迷惑をかけるから。

まだ社会に偏見があるから、身内にそういう人がいるってことが怖いみたい、無理ないですよ。

(多磨全生園・女性)

「そっとしておいてくれ。」と言うが、それがどういうことかをよく考えてほしいと思った。どうしてこういうことを言っているのか。家へ帰れない、兄弟にも会えない、外にも出られないという無念さ、悔しさの裏に必ずあるものを感じてほしい。

どうかそうした悔しいけど、私は家へ行けない、親兄弟にも会えないという、その言えないところを汲んでほしい。

(栗生楽泉園・男性)

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。実名を名乗ることができない。

結婚しても子供を生むことが許されない。

一生療養所から出て暮らすことができない。

死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか？

(厚生労働省発行「ハンセン病の向こう側」から抜粋)

友を思う

さとうしずこ

1 遙か彼方の 夕空を

友を思って 仰ぎ見る

今日もご無事で すこせしたか

あしたの幸せ 祈ります

2 今も懐かし ふるさとの

雪の坂道 そりあそび

春の野山じゃ 花を摘み

メダカすくいの 夏の日よ

3 離ればなれの 友たちよ

みちはそれぞれ 異なれど

いばらをくぐり 谷川を

越えて今日まで 生きてきた

4 召されし友の 面影を

偲べば心が 悼みます

おねむりください 安らかに

靈魂の平安 祈ります

多磨全生園で生活されているさとうさんが、別れたままの同級生を偲び、その友に捧げる詩をお寄せくださいました。

ハンセン病療養所を訪問した人の感想・その②



【長島愛生園 人間回復の橋】

長島愛生園に通じる「邑久長島大橋＝人間回復の橋」を渡りました。

「人間回復の橋」の意味は、療養所の人々の尊厳の回復とともに、私たちの人間性の回復でもあることを教えてくださいました。

※本土から長島までの距離は、わずか30m足らずでしたが、橋がかかっておらず、療養所の入所者は島の外との繋がりを断たれていました。1969年入所者から「橋を架けよう」との声が上がり、架橋運動が開始され、1988年に橋が開通しました。

ハンセン病療養所を訪問してみませんか

全国のハンセン病療養所一覧表

(注) 訪問の際の注意事項等はホームページなどで事前にご確認ください。

	名 称	所 在 地	電話番号	入所者数	うち長野県 関係者数
国立	1 まつおかほようえん 松丘保養園	青森県青森市大字石江字平山19	017-788-0145	41	
	2 とうほくしんせいえん 東北新生園	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121	26	
	3 くりうらくせんえん 栗生楽泉園	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030	32	3
	4 たまぜんしょうえん 多磨全生園	東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101	94	1
	5 するがりょうようじょ 駿河療養所	静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711	36	
	6 ながしまあいせいえん 長島愛生園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	0869-25-0321	83	1
	7 おくこうみょうえん 邑久光明園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	0869-25-0011	55	
	8 おおしませいしょうえん 大島青松園	香川県高松市庵治町6034-1	087-871-3131	30	
	9 きくちけいふうえん 菊池恵楓園	熊本県合志市栄3796	096-248-1131	127	
	10 ほしづかけいあいえん 星塚敬愛園	鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500	59	
	11 あまみわこうえん 奄美和光園	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311	11	
	12 おきなわあいらくえん 沖縄愛楽園	沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331	89	
	13 みやこなんせいえん 宮古南静園	沖縄県宮古島市平良字島尻888	0980-72-5321	35	
私立	14 こうやまふくせいびょういん 神山復生病院	静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004	2	
合 計				720	5
入所者の平均年齢				88.3	89.4

(注) 入所者数は令和6年5月現在 長野県関係者数は令和7年2月現在 全国の入所者の平均年齢は国立療養所分のみ

関 連 施 設

国立ハンセン病資料館

ハンセン病問題に関する歴史的資料を多数展示しているほか、映像の視聴や講演などの各種イベントを行っています。

場 所：東京都東村山市青葉町4-1-13
(国立療養所多磨全生園東側)

開館時間：9：30～16：30

休 館 日：月曜日、祝日の翌日
(月曜日が祝日の場合は開館)
年末年始、館内整理日



入 館 料：無料

受付方法：個人・団体とも予約不要
(団体見学プログラムの利用は申込み必要)

電 話：042-396-2909

重監房資料館

重監房（特別病室）とハンセン病問題に関する資料の展示等を行っています。

場 所：群馬県吾妻郡草津町
草津白根464-1533



区 分	通常期 (4/26～11/14)	冬期 (11/15～4/25)
開館時間	9：30～16：30 (最終入館16：00)	10：00～16：00 (最終入館15：30)

休 館 日：月曜日(祝日の場合はその翌日)、
国民の祝日の翌日、年末年始、館内整理日

入 館 料：無料

受付方法：個人は予約不要、5名以上の団体は要予約

電 話：0279-88-1550

法務省人権擁護局では、YouTube 法務省チャンネルにおいて啓発動画を公開しています。

ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～

検 索



長野県の取組

～ハンセン病回復者やそのご家族がおかれた境遇を踏まえた人権啓発活動～



普及啓発活動

- パンフレットの作成・配布、啓発パネルの展示
- 希望する県民の参加による「ハンセン病療養所訪問事業」の実施



【栗生楽泉園社会交流会館の見学】



支援活動

- 療養所入所者に郷土を訪問していただく「里帰り事業」の実施
- 療養所入所者へ長野県産果物や地元新聞の送付



【栗生楽泉園納骨堂の見学】



検証活動

ハンセン病問題の事実、実態を明らかにし、今後の教訓とするため、平成17年に学識経験者3名による「長野県ハンセン病問題検証会議」を設置し、検証活動に取り組みました。検証会議では、入所者や行政関係者の聞き取り等を行い、その結果をとりまとめた報告書が、平成18年6月、県に提出されました。

報告書では、強制隔離政策の背景、ハンセン病療養所の実態、長野県における強制隔離政策の実態などについてまとめられています。また、ハンセン病問題を教訓とした今後の取組として、ハンセン病療養所の入所者との懇談会の開催などが提言されています。県ではこの報告書の提言を踏まえて、引き続きハンセン病問題の啓発活動に取り組んでまいります。

なお、検証会議の報告書の全文は、県のホームページでご覧いただけます。



患者台帳流出問題への対応

令和3年2月に、明治期に作成されたハンセン病に関する患者台帳がインターネットオークションに出品され、ハンセン病回復者やそのご家族に大きな不安を与える事案が発生しました。県では、この事案を重く受け止め、このような事案の再発を防ぐために、ハンセン病に係る公文書の保管状況等の調査や、この台帳の流出経路に関する調査を行いました。

ハンセン病回復者やそのご家族等の情報をインターネット上に掲載したり、売買したりすることは、関係する皆様に大きな不安や恐怖を与えることにつながります。

長野県のハンセン病回復者やそのご家族に関する文書を保有されている方や、今後このような文書を発見された方は、他人に見せたり、売買したりすることはせず、まずは県にご相談いただきますようお願いいたします。



発行日／令和7年3月(第20版)発行／長野県・長野県人権啓発活動ネットワーク協議会

【問い合わせ先】 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

■長野県県民文化部人権・男女共同参画課

TEL：026-235-7106 FAX：026-235-7389 Eメール：jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

■長野県健康福祉部感染症対策課

TEL：026-235-7148 FAX：026-235-7334 Eメール：kansen@pref.nagano.lg.jp

■長野県教育委員会事務局心の支援課

TEL：026-235-7450 FAX：026-235-7484 Eメール：kokoro@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州